

令和7年度山梨県河川マイクロプラスチック調査業務委託に係る質問と回答

No.	質問	回答
1	仕様書第2-2-(1)-④-a において、「光学顕微鏡を用いて、プラスチック、発泡スチロール、糸くずの全ての微細片について、長径の計測と個数を計測する。また、可能な限り短径の計測も行なう。」とあるが、短径の計測が困難な場合は、計測作業を省いてもよいか。	光学顕微鏡を使用しても、微細で短径の計測が不可能な場合は、計測作業を省略できます。
2	仕様書第2-2-(1)-③-b において、「採取時間の目安は、ろ水量が 20m ³ 程度となる時間とする。」とあるが、河川・湖沼マイクロプラスチック調査ガイドライン（環境省水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室、令和6年3月）では、3.4.3 試料採取において、「ろ水量が10～20m ³ 以上になるまで保持する。ただし、ろ水量が5m ³ 未満でも、目安として30個以上のプラスチック粒子が得られる場合はその限りではない。」とあるので、採取したろ水量は20m ³ を必ずしも満たしていなくてもよいか。採取した結果によっては、5m ³ 未満、10m ³ 等でもよいか。	環境省公表の河川・湖沼マイクロプラスチック調査ガイドライン（令和6年3月改訂）に基づき、ろ水量が5m ³ 未満でも、目安として30個以上のプラスチック粒子が得られる場合は、ろ水量が10～20m ³ 以上になるまで保持する必要はありません。ただし、得られたプラスチックの粒子の個数とばらつきの範囲が例示されていますので、データに偏りがないように調査を行っていただく必要があります。
3	入札説明書7-(1)において、「外封筒:入札参加資格確認通知書（様式4）の写しを同封の上、封皮には「令和7年5月1日開札 令和7年度山梨県河川マイクロプラスチック調査業務委託に係る入札書在中」と記載」とあるが、同封する入札参加資格確認通知書はメールで受け取ったデータの写しでも問題ないか。	入札参加資格確認通知書はメールでお送りするデータの写し、または原本のコピーを同封下さい。